

令和元年6月19日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成30年7月豪雨による被災に伴う保険診療の特例措置に関する
利用状況等の資料提出依頼について

「平成30年7月豪雨による被災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について（平成31年3月27日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）」に記載した特例措置の利用状況等の把握についての取扱い等を下記のとおりとするので、平成30年7月豪雨による被災に伴う保険診療の特例措置を利用している保険医療機関に資料の提出を依頼するようよろしくお願いしたい。

記

- 1 地方厚生（支）局は、平成31年4月26日までに保険医療機関より届出があり、当該届出を認めた「平成30年7月豪雨による被災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」の写しを、令和元年7月5日（金）までに、下記担当宛に報告すること。
- 2 「平成30年7月豪雨による被災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」による届出を行い、当該届出が認められた保険医療機関は、令和元年7月1日（月）時点の特例措置の利用状況等について、令和元年7月12日（金）までに地方厚生（支）局に資料を提出すること。その際、利用している特例措置ごとに提出が必要な資料（別紙1、2、4等）については、別添の「平成30年7月豪雨によ

る被災に伴う保険診療の特例措置の概要」に記載しているので、それに沿って対応すること。

また、特例措置の利用終了時期の目途について詳細な状況を示すこと。

- 3 地方厚生（支）局は、上記2により提出された資料の内容を確認し、報告内容を取りまとめ、令和元年7月19日（金）までに、下記担当宛に報告すること。

また、提出された資料の内容に疑義等がある場合（例：別紙1の記述から、特例措置の利用の必要性が判断できない場合）には、必要に応じて当該保険医療機関への訪問調査、電話照会等により状況を把握し、併せて下記担当まで報告すること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL：03-5253-1111(内線 3288)

FAX：03-3508-2746